

重要事項説明書（介護）

1. 訪問看護および介護予防訪問看護の事業者の概要

事業者名称	医療法人社団 友和会
代表者氏名	理事長 末田 格
所在地 連絡先	広島県廿日市市峠字下ヶ原 500 番地 電話 0829-74-0688 FAX 0829-74-3385

2. 訪問看護および介護予防訪問看護を提供する事業所の概要

事業所名称	訪問看護ステーション 「ゆうわ」
管理者氏名	水町 由紀子
所在地 連絡先	広島県廿日市市峠字下ヶ原 500 番地 電話 0829-40-0822 FAX 0829-74-3385
介護保険指定 事業所番号	3463390033
通常事業実施地域	廿日市市全域・大竹市・広島市佐伯区

3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	要支援または要介護状態にある方に対して、安心して在宅療養が続けられるように、その居宅において適切な看護サービスを提供することを目的とします。
運営方針	① 事業所の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう療養生活を支援し、心身の機能の維持回復・精神の安定を目指して支援します。 ② 事業の実施にあたっては、関係市町、および地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

4. 事業所の営業日及び営業時間

営業日（訪問日）	月曜日～土曜日 但し国民の祝日・振替休日・12月30日～1月2日を除く。 営業日以外でもケアプランに組まれた場合は訪問します。
営業時間	8時30分～17時30分

当事業所では、ご希望の方には24時間連絡が取れる体制を設けております。

5. 事業所の職員体制（令和7年5月1日）

職種	員数	備考
看護師	常勤3名	管理者業務を行うものを含む
准看護師	常勤1名	
作業療法士	常勤1名	
理学療法士	非常勤1名	
事務員	非常勤1名	

6. 提供する訪問看護および介護予防訪問看護サービスの内容

訪問看護および介護予防訪問看護は、看護師・准看護師等が、主治医の指示を受けて利用者の居宅を訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

- ① 健康チェック・心身の状態の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事・排泄など日常生活の援助
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症の方への看護や精神・心理的なケア
- ⑧ 介護予防におけるケア
- ⑨ 療養生活や介護方法または介護予防方法指導または助言
- ⑩ 社会資源の使い方相談
- ⑪ その他、医師の指示による医療処置、必要な検査の補助など

7. 利用料とその支払いについて

- ・介護保険からのサービスを利用する場合は、原則として別紙利用料の割合額の支払いを利用者から受けるものとします。
- ・利用料は毎月末締め切りで計算をし、10日前後までに請求書をお届けしますので明細を確認のうえ、お支払いください。

8. サービス提供に関するご相談・苦情の対応について

- ① 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、市町または国民保険団体連合会に対していつでも苦情を申し立てることができます。
- ② 事業者は苦情対応の担当者およびその連絡先を明らかにするとともに、相談又は苦情の申し立てがあった場合には迅速かつ誠実に対応します。
- ③ 事業者は、利用者が苦情申し立てを行ったことを理由としていかなる不利益・不公平な取り扱いをすることはありません。
- ④ サービス提供に関する苦情・相談の担当窓口

担 当 窓 口		担当部署・担当者	電話番号
訪問看護ステーション「ゆうわ」		水町由紀子	0829-40-0822
広島県国民保険団体連合会		介護保険課	082-554-0783
市 町	大竹市	保険介護課	0827-59-2144
	廿日市市	高齢介護課	0829-30-9155
	広島市	介護保険課	082-504-2183
	広島市佐伯区	健康長寿課	082-943-9730

窓口受付時間 平日 8:30～17:00

9. 緊急時の対応について

サービス提供時に利用者の緊急の事態が発生した場合、必要に応じて応急の手当てをするとともに、速やかに別紙記載の主治医、ご家族、救急隊、市町、居宅介護支援事業所などに連絡をします。

10. 事故発生時の対応について

サービスの提供により、万が一事故が発生した場合は、速やかに関係各機関ならびに利用者の家族などに連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、当該事故の発生について、利用者また

は家族に重大な過失がある場合にはこの限りではありません。

1 1. 秘密保持と個人情報の保護について

- ① 当事業者は、サービスを提供する際に、知り得た利用者およびその家族に対する秘密および個人の情報を正当な理由なく第三者には漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同じです。
- ② あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には前項の規定に関わらず、一定の条件下で個人情報を利用できるものとします。

1 2. 虐待防止のための措置に関する事項

- ① 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的（年2回）に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を行う。
 - ・虐待防止の指針を整備し、必要に応じて見直しを行う。
 - ・従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - ・上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- ② 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報するものとする。

1 3. 利用者代理人について

利用者は代理人を選任して訪問看護の契約を締結させることができます。また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。利用者の代理人選出に際して必要がある場合には、事業者は成年後見人制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

1 4. その他の留意事項

- ① 保険証や医療受給者証などを確認させていただきます。これらの内容について変更が生じた場合には必ずお知らせください。
- ② やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合には、前日までに電話などのご連絡をお願いいたします。
- ③ 訪問看護師は次の業務は出来ないのでご了承願います。
 - ・ 年金など金銭の管理
 - ・ ご家族への訪問看護および介護予防訪問看護のサービス
- ④ 訪問看護師に対する贈り物、飲食物の提供はお断りします。

説明年月日

年 月 日

訪問看護又は介護予防訪問看護を提供するに当たり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明しました。

事業所住所 広島県廿日市市峠字下ヶ原 500 番地

事業所名称 訪問看護ステーション「ゆうわ」

管 理 者 水町 由紀子 ㊞

説 明 者 水町 由紀子 ㊞

私は、本書面により、事業所から訪問看護または介護予防訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受け、同意致しました。

ご利用者 住所 _____

氏名 _____ ㊞

ご家族または代理人 住所 _____

氏名 _____ ㊞

緊急時の連絡先

主治医	利用者の主治医	
	医療機関名	
	電話番号	
ご家族 または代理人	氏名・続柄	
	電話番号	
市 町	担当窓口	
	電話番号	
居宅介護支援 専門員	居宅介護支援事業所	
	介護支援専門員	
	電話番号	

別紙

訪問看護ステーション「ゆうわ」料金表 介護保険の場合

令和6年4月1日現在

- ・訪問看護利用料（介護訪問看護費）

① 介護保険の利用者負担額は、負担割合によって1～3割負担があります。

（廿日市市7級地 1単位 10.21円）

	サービス内容	1割負担	2割負担	3割負担
基本費用	20分未満（314単位/回 看護師）	321円	641円	962円
	30分未満（471単位/回 看護師）	481円	962円	1,443円
	30分以上1時間未満 （823単位/回 看護師）	840円	1,681円	2,521円
	1時間以上1時間30分まで （1128単位/回 看護師）	1,151円	2,303円	3,455円
	作業療法士・理学療法士による 訪問看護 （294単位/20分）	300円	600円	900円

加 算	緊急時訪問看護加算（574単位/月に1回）		586円	1,172円	1,758円
	サービス提供体制強化加算 （3単位/1回につき）		3円	6円	9円
	複数名訪問加算	30分未満 （254単位/1回につき）	260円	519円	778円
		30分以上 （402単位/1回につき）	411円	821円	1,232円
	特別地域訪問看護加算（月に1回）		基本費用総単位の15%加算		
	早朝・夜間加算（1回につき）		基本単位の25%加算		
	深夜加算（1回につき）		基本単位の50%加算		

利用料金の合計端数は切り捨て計算となります。

- ・ 准看護師の場合は所定単位の90／100算定となります。
- ・ サービス提供時間について
 - 夜間 ＝ 18時～22時
 - 早朝 ＝ 6時～8時
 - 深夜 ＝ 22時～6時

- ・利用者負担額は一回の訪問にかかる負担金額ですが、
要介護度別居宅介護サービス支給限度額を超えてしまう場合、超過分は全額自己負担となる場合があります。
- ・緊急時訪問看護加算の契約をいただく方には、専用の電話番号をお知らせしますので、
24時間電話連絡が可能です。状況に応じて夜間や早朝、休日の緊急訪問にも対応します。

②その他(保険適応外の費用)は当ステーションでの料金設定となり自費での支払いになります。

かけつけコール	・廿日市市吉和・大竹市・広島市佐伯区は サービス提供票以外での訪問看護については 1回300円(税込) ・その他公共交通機関での実費相当額
衛生材料・オムツなど	実費負担
ご遺体のケア料	13,200円(税込)